

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意のうち、違憲をいう点は、原審で主張、判断を経ていない事項に
関する違憲の主張、ないしは、その実質においては、単なる法令違反の主張であり、
その余は、事実誤認の主張であつて、いずれも少年法三五条一項の抗告理由にあた
らない。

よつて、少年審判規則五三条一項、五四条、五〇条により、裁判官全員一致の意
見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年一〇月三一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	一
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江	里	清	雄
裁判官	高	辻	正	己